

5月号(536号)

覚醒剤取締法違反で通常逮捕されたAは、「Bから何度か覚醒剤を購入した。最近だと、先週の金曜だ」と供述した。警察官K₁らが、受渡場所とされる商店街の防犯カメラ映像を確認すると、Aが映っており、反対側から歩いてきた男からすれ違いざまに茶色の封筒のような物を受け取る様子が記録されていた。

K₁らは、この映像の人物とBとの同一性を確認するため、Bの容ぼう等を撮影することとし、自宅付近を監視した。しかし、Bは一向に帰宅せず、行方もわからずじまいであったが、近く誕生日を迎える娘の食事会に毎年参加しているとの情報が寄せられた。

誕生日当日の午後6時40分、B方の玄関前にタクシーが停車し、自宅から出てきた妻Cと2人の娘が乗り込んだ。K₁らが追跡すると、タクシーは四方を塀で囲まれた古民家風の飲食店前に止まった。K₁らも、客を装って店内に入ろうとしたが、その日は貸切で立入りを断られた。(1)外から中の様子を見ることができなかつたため、警察官K₂は管理人の許可を得て向かいの5階建てマンションの屋上に上がり、店内で3人と親しげに話す男の容ぼう等を高性能の望遠カメラで約10分間、ビデオ撮影した。

K₁らは、防犯カメラ映像の人物と酷似している旨の鑑定結果が得られたため、鑑定書等を疎明資料として、BがAに覚醒剤を譲渡したという覚醒剤取締法違反を被疑事実₁に令状を請求し、捜索すべき場所をB方、差し押さえるべき物を「覚醒剤、秤、包装材、携帯電話、メモ、預金通帳、その他本件に関係ありと思料される一切の物件」とする捜索差押許可状の発付を適法に受けた。B方に到着した際、Bは不在であったが、K₁はCに令状を示すとともに、(2)玄関内のCが令状の内容を確認している状況をK₂に写真撮影させた。

B方は3LDKで、夫婦の寝室には、テレビと向かい合う形でベッドが配置され、その脇に4段の引き出しのついた机があった。K₁が机の引出しを順に開けていくと、下から3段目の引出しの中に、白い粉末が付着した秤や未使用の茶色い封筒の束があり、B名義のマイナンバーカードや使用感のある男物のセカンドバッグと一緒に収納されていた。(3)K₂は、これらが一枚の写真に収まるように撮影した。

下線部(1)~(3)の撮影の適否を論じなさい。

4 月号 (535 号)

警察官らは、令和 6 年 5 月 16 日、参考人から「X から何度か覚醒剤を買った」旨の供述を得たことから、X を照会したところ、覚醒剤事犯の犯歴が多数あることがわかった。このほかにも、①平成 25 年から令和 5 年 2 月までに 4 回任意採尿を拒否し、うち 2 回の強制採尿で覚醒剤が検出されたこと、②過去に任意で尿を提出したことはなく、「令状がないと応じない」旨の言動を繰り返していたこと、③過去に「味見をしなければ密売人として活動できない」と供述していたことなどが判明した。

そこで、K 警部は、X 方の捜索および強制採尿が必要であると判断し、「被疑者の過去の採尿状況」として①を、「強制捜査の必要性」として②・③などが記載された捜査報告書を疎明資料として、X 方の捜索差押許可状および X から強制採尿するための令状を請求した。同年 8 月 5 日に両令状が発付されたが、それまでに K 警部らと X に接触はなかった。

同月 6 日、X 方の捜索差押許可状の執行に際し、K 警部らは、頬がこけ、呂律が回らないなどの X の様子から覚醒剤の自己使用の疑いを強め、尿の提出を求めて説得を繰り返したが、X が拒否したため、強制採尿に向けて令状の執行を開始した。その後も K 警部らは自然排尿を促したが、X は応じなかったことから、病院に連行し、医師がカテーテルを用いて採尿した。

上記強制採尿について、捜査法上問題となる点を指摘して適否を論じなさい。